

○ 室蘭市公設地方卸売市場業務条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

室蘭市公設地方卸売市場の移転・建替えに伴い、位置及び面積を変更するとともに、使用料の上限額の改定その他の所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

(1) 位置及び面積の変更

区 分	改 正 前	改 正 後
位 置	室蘭市日の出町2丁目3番1号	室蘭市東町3丁目1番12号
面 積	74,483平方メートル	31,016.59平方メートル

(2) 所要の改正

- ①「開場時間」について、施設の管理運営経費圧縮のため、短縮する。
- ②「仲卸業者最高限度数」について、新市場における仲卸売場数に合わせた数へ変更する。
- ③「使用料の上限額」について、原則新市場の整備費、管理費等により算定する。ただし、円滑な移転・事業開始のため、卸売業者及び仲卸業者が使用する施設は「従来単価の維持」を前提としていることから、本条例における上限額は「本来徴収すべき使用料（使用料の上限額）」とするが、規則において「実際に徴収する使用料（原則据置）」を設定する。

区 分		改 正 前		改 正 後	
開場時間		午前0時から午後12時まで		午前2時から午後5時まで	
仲卸業者最高限度数		15		7	
使 用 料 の 上 限 額	卸売業者売場使用料	1月1㎡につき	210円	1月1㎡につき	670円
	仲卸業者売場使用料	1月1㎡につき	1,050円	1月1㎡につき	3,300円
	買荷積込所使用料	1月1㎡につき	200円	1月1㎡につき	510円
	業者事務室使用料	1月1㎡につき	735円	1月1㎡につき	2,350円
	倉庫使用料	1月1㎡につき	315円	1月1㎡につき	1,010円
	冷蔵庫使用料	1月につき	1,500,000円	1月につき	1,700,000円

3. 施行期日

令和4年8月20日から施行する。